

しがけんこ わかももしんぎかい だい かいじょうれいけんとうぶかい しだい  
滋賀県子ども若者審議会 第1回条例検討部会 次第

れいわ ねん がつ にち げつ じ ぶん じ ぶん  
令和5年3月6日(月) 17時30分～19時00分

しがけんちょうひがしかん かい だいかいぎしつ  
滋賀県庁東館7階 大会議室

1 かいかい  
開会

あいさつ  
挨拶

じこしょうかい  
自己紹介

2 ぎじ  
議事

(1) 「(仮称) 子ども基本条例」の検討について

① 「(仮称) 子ども基本条例」の検討を進めるにあたって

② 意見交換

・子ども政策を進めるために(主な論点)

(2) その他

3 へいかい  
閉会

しがけんこ わかものしんぎかい じょうれいけんとうぶかいいいんめいぼ  
 滋賀県子ども若者審議会 条例検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属等
伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長
伊丹 稔	近江八幡市立八幡東中学校 校長
植松 潤治	社会福祉法人滋賀県障害児協会 湖北グリーブクリニック 総院長
北居 理恵	スクールソーシャルワークスーパーバイザー 特定非営利活動法人Take-Liaison 副理事長
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐々木 マリアナ 春美	日本語指導員
柴田 雅美	滋賀県フリースクール等連絡協議会 会長
住田 光生	H28年度 ラムサールびわっこ大使(高校生)
田井中 歩乃佳	子ども県議会サポーター(高校生)
田中 洋一	CLUB ATTRACTION 理事長
中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校 校長
中村 凜之介	長浜市地域おこし協力隊
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
堀江 昌史	能美舎 代表
宮嶋 加奈江	草津市立常盤小学校 教諭
山本 一成	滋賀大学教育学部 准教授
山本 久子	滋賀弁護士会 会長

## 「(仮称) 子ども基本条例」の検討を進めるにあたって

### 1 趣 旨

本県では、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定し、子ども政策の推進を図ってきたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきた。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化している。国においては、令和4年6月に子ども基本法が成立し、子ども政策への関心が高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要と考える。

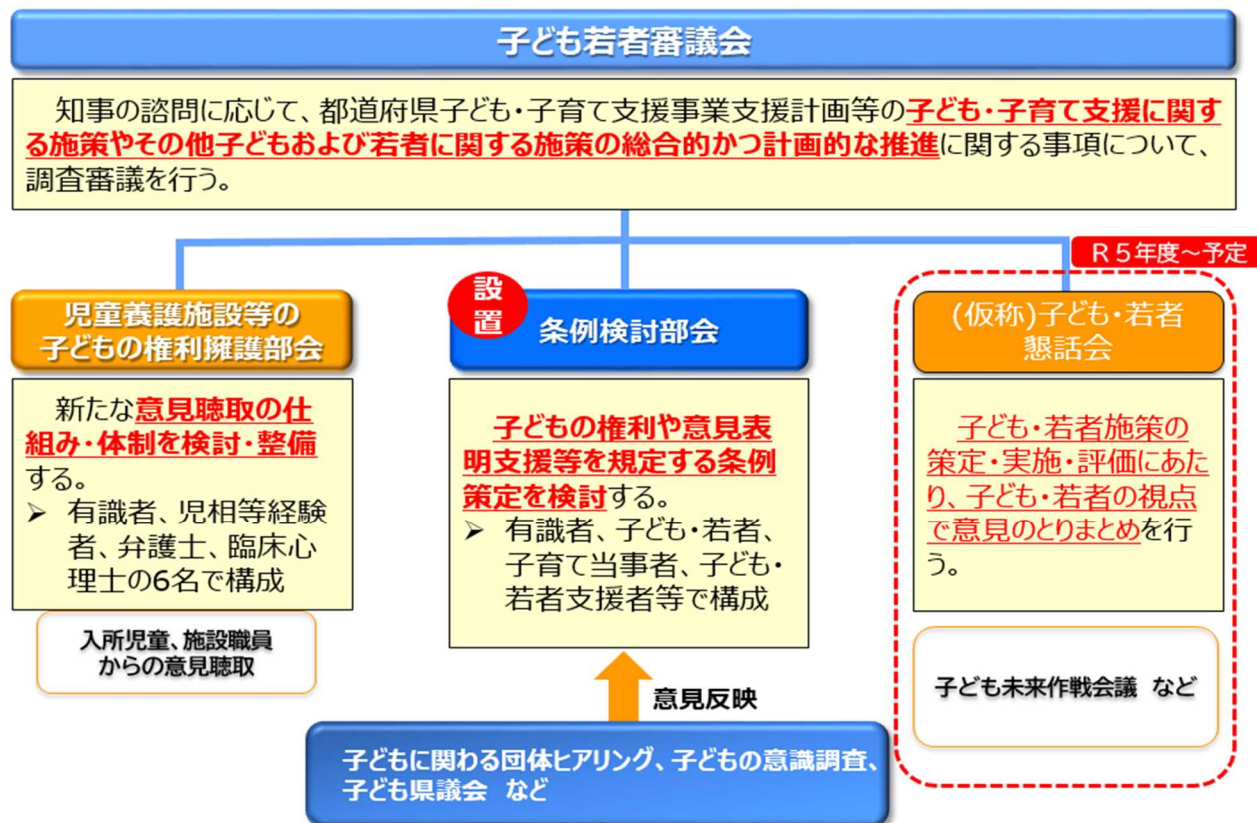
県民から親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を実現するため、新たな条例の策定について検討するものである。

### 2 検討体制

知事が子ども若者審議会に諮問。子ども若者審議会に、条例検討部会を設置して集中的に審議いただく。

併せて、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等へのアンケート、ヒアリング等を実施する。

## 条例検討部会の設置



### 3 スケジュール(想定)

(令和4年度)

10月17日 子ども若者審議会（論点出し）  
 11月11日 委員改選  
 12月27日 子ども若者審議会①（諮問、条例検討部会の設置）  
 3月6日 条例検討部会①（論点の抽出）

(令和5年度)

4～5月 // ②（論点の整理・検討）  
 5～6月 // ③（骨子案）  
 6～7月 子ども若者審議会②（骨子案）  
 8～9月 // ④（素案）  
 9～10月 // ⑤⑥（原案）  
 10月 子ども若者審議会③（原案）  
 11月 答申

### 4 子ども若者審議会・条例検討部会の開催

#### (1) 子ども若者審議会

回数	開催時期	議題（想定）
第18回	令和4年12月27日	会長の選出 （仮称）子ども基本条例の諮問 条例検討部会の設置 条例検討の進め方 条例検討にかかる意見等
第19回	令和5年6月～7月	R5年度事業の取組 条例検討部会の中間報告 条例骨子案の審議
第20回	令和5年10月	R5年度事業経過報告 条例検討部会の経過報告 答申案の審議
—	令和5年11月	答申

## (2) 条例検討部会

	開催時期	議題(想定)
第1回	令和5年3月6日	条例検討を進めるにあたって 子ども政策を進めるために(主な論点)
第2回	令和5年4月～5月	団体ヒアリングの実施状況報告 論点の整理・検討について
第3回	令和5年5月～6月	子ども・若者の意見聴取の取組に向けて 条例の骨子案の策定について
第4回	令和5年8月～9月	子ども・若者の意見聴取の取組報告について 骨子案に対するこれまでの意見について 条例の条文(素案)の検討について
第5回	令和5年9月～10月	条例案の策定について 条例検討部会における検討結果(答申案)まとめ
第6回		

※ 今後の検討の状況により、開催時期や議題は変更となります。

## 5 子ども・若者の意見聴取の取組について (予定)

### (1) 条例検討に活用するための取組

#### ① 子どもに関わる団体へのヒアリング

子ども・若者が主体となった活動・取組を行っている団体等から直接意見を聞くなど、様々な子ども等の意見を聞く機会を設ける。

→活動や取組にあたって、どのように子ども・若者の意見や視点が取り入れられているか、その成果や当事者の思い等を聞き、条例検討の際の参考とする。

実施時期：令和5年2月～

#### ② 子どもの意識調査

子ども等を取り巻く現状等について意識調査を行い、条例が目指す方向性、項目の検討資料とする。

調査対象：小学生、中学生、高校生、大学生、未就学児の保護者等。

調査項目：自分の意見を言うことができるか。

自分の意見が尊重されていると感じているか。 など

#### ③ 子どもの思いの自由な表現 (R5～)

子どもの意見は、声だけではなく絵などの作品からもその意図や思いを汲み取ることができるのではないか。子どもの自由な表現により、滋賀の未来に向けた思いや願いを寄せてもらい、条例づくりに生かしていく。

(例. 子どもたちが主役となり、輝く姿をイメージした絵を募集し、その作品に込めた思いを聴取し発信することで、子どもを中心とした社会づくりへの意識を高めていく。)

#### ④ HPによる検討状況の見える化と随時の意見募集 (R5～)

条例検討にあたり、骨子案の段階から検討状況や子どもたちの活動の姿をHPで公表し、しがネット受付サービスを活用して随時意見を募集し、条例検討に活用していく。

## (2) 子ども若者施策に関する恒常的な取組

### ① 子ども若者審議会 当事者部会（懇話会）の設置（R5～）

子ども若者施策について、当事者である子ども若者の視点により、意見交換し、反映していく。また、子ども若者の議論を通じた取組についても検討する。

#### I. 未来をつくる！ぐるっとびわこ子ども未来作戦会議の開催（R5～）

県内各地(6カ所)の子どもたちが主体的に参加する子ども未来作戦会議(ワークショップ)を開催する。会議では、家庭、日常生活、学校や地域をよりよくしていくための作戦を練る中で、子どもたちの声を拾い上げ、条例検討に活かしていく。

#### II. みんなでつくろう！「(仮称) こども基本条例」子どもの意見聴取（R5～）

新たな条例について、子どもたちが自分ごととして捉えられるよう、子どもの目線に立った資料を作成する。あわせて、紙面には意見ができる仕組みをあわせて検討していく。

※広報課の子ども向けポータルサイトへの誘導など

資料作成にあたっては、発達段階に応じた内容を検討する。(児童向け・生徒向け)

### ② 子ども県議会

小学校4年生から中学校3年生を対象に、県政等に対する意見や提言を募集し、子ども議員を決定する。子ども議員は、学習会を積み重ね、広い視野から滋賀について考え、「子ども県議会」において、これまでの活動報告や滋賀がよりよくなるための提案等を行う。

### ③ 次世代県政モニター事業（R5～）

広報課において、次世代(高校生300人)モニターに、子どもに関わる案件や政策に関するアンケートを実施し、施策に反映する資料とする。

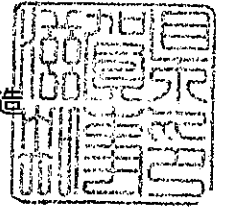




滋 子 青 第 2695 号  
令和4年(2022年)12月27日

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



「(仮称) 子ども基本条例」の策定について (諮問)

子どもは次代を切り拓く存在であり、私たちの希望です。今こそ、すべての子ども一人ひとりが尊重され、年齢や発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、安全・安心な環境の中で愛されて育ち、自らの夢や志に向けて学び成長していくことができる社会づくりが求められています。

本県ではこれまでから、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を進めてまいりましたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。本年6月にはこども基本法が制定され、子ども政策への関心も高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要です。

県民の皆さんから親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を、今の時代にふさわしい新たな条例の策定を通じ、県民の皆さんと思いを共有しながら実現していきたいと考えています。

そこで、「(仮称) 子ども基本条例」の策定について、滋賀県付属機関設置条例第2条(平成25年滋賀県条例第53号)に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、審議にあたっては、福祉、教育、医療、保健、療育など子どもに関わる幅広い分野の関係者の参画を得るとともに、条例の思いが子どもたちに届くよう、子どもの目線で、子どもの声を取り入れながら、子どもに分かりやすい内容に御配慮をお願いします。



## 滋賀県子ども若者審議会でのこれまでの意見

## 【理念・滋賀らしさ】

- 他の自治体と似たものではなく、あくまで滋賀県らしさにこだわっていきたい。
- 滋賀らしさは今ここにあるものだけでなく、新しいものをつくることでも生まれ、他にないものができる。
- 子どもたちの脳は冒険脳。瞬間的に興味のあるところに行く。危ないことをいっぱいするが、危ないからと止めたりするのでなく、もし川で溺れそうになっても服のまま泳げる力をつけるとか、そういう方向に考えられないか。
- 子どもは無力なだけの存在ではない。防犯ブザーを持たせるよりも、どのくらいの大きな声で助けてくれと言えるか、子どもが持っている力のエンパワーメントを図り、たくましい子どもが育ってほしい。
- 滋賀県の子どもは控えめ。もっとわんぱくでもよくて、新しいことに果敢に挑戦して社会を切り開いていく力を活用できるような滋賀県らしさを出していただきたい。
- 誰一人取り残さず、すべての子に光が当たるように。
- 外国籍の方など、各地域に様々な子どもがいるので、誰一人取り残さないという観点を条例にどう盛り込むか。
- 福祉的な視点は重要だが、今頑張っている子をどう支えていき、能力を引き上げていくのかという教育的な視点も抜けてはいけない。

## 【条例の対象年齢】

- 子どもは18歳までとするのか。

## 【現行子ども条例の見直しにあたって】

- 15年以上も改正されていない。
- 継続的にフォローする仕組みを盛り込んでいない。
- 現行の条例は、子どもの権利条約を身近な手元に置くというイメージで策定していた。16年が経過し、社会の変化、子どもの権利条約やこども基本法がある中で、滋賀県らしい条例としてどう置くか。子どもたちの意見をしっかり受け止めながら、自分たちのものだと思ってもらえる条例を教育委員会と連携して進めていけるといいのではないか。
- 今後新たにどんな問題が出てくるか予想がつかないが、どんな問題が起こっても対処できるように、しっかりと聞く場を持つなど組織についても書き込んでおくとよい。

## 【条例検討での意見聴取】

- 県民の意見を幅広く立体的に収集すべき。
- 小学生、中学生の声も聞いてほしい。
- 自信のない学生が増えてきたという実感がある。条例づくりで自分の意見が反映され

ると自信や成長に繋がり、滋賀らしさにもなる。

- アンケートの手法として、自由記述に子どもたちの声が詰まっていることがある。また、実施にあたって、子どもたちが自由に書ける雰囲気づくりも大事。
- 子育て支援者の思いも当事者として言えるようにしてほしい。

### 【子どもの権利条約、こども基本法】

- 子どもの権利条約は、法制度上、憲法に比類する非常に強い法的権限を持っており、新たな条例に子どもの権利条約が作用するのかもしれないのかは大きな観点。
- 子どもの権利を滋賀版に焼き直してしっかり子どもたちに伝えていくということであれば、条約等のことも一定意識しつつ、そこと齟齬がないように作っていく必要がある。
- 子どもの権利条約に基づいて条例を作るのかどうか。また、子どもたちに使ってもらうことが目的なのか、権利が保障されていることを子どもたちに伝え渡そうとするものなのか、県民全体がこれでいこう、と合意をするものなのか、行政が動きやすくするための根拠となるものなのか、条例にはいくつかの機能があると思う。どのように立て付けていくのがよいか。

### 【子どもの声を聞くということ】

- 子どもの意見聴取にあたっては、子どもの目線に立つことが大事。
- 意見を言える子どももいれば、埋もれてしまう声なき声も存在する。そこに光を当てずして、子どもの条例の制定は難しい。
- 幼児期はなかなか意見表明できないが、大事な時期。時代とともに家族のありようにも変化がみられるので、そのようなところにも焦点が当たるように。
- 意見を聞きますよ、では不十分で、意見を言える子どもたちをどうやって育てていくかの仕組みが盛り込まれているのが子どもの権利条約の考え方。意見としてまとまっていなくても自由に話していいんだよと、育ちを支えるという理念を失わないようにして滋賀らしくできたらよい。
- 子どもたちに権利があるのだからもっと言いなさいということなのか、意見を言いやすい環境をどのように作っていくかということなのかであるが、県民がみんなで子どもたちを育てる環境をつくるという意味合いであるべき。ヤングケアラーの子や虐待を受けている子たちにいくら権利があるからと言っても意見は出てこない。
- 虐待されてもお母さん大好き、お父さん大好きという子どもが多い。その中でどう向き合い支援するかを考えなければ、意見を聞くだけで子どもたちを救うことにはならない。
- ヤングケアラー、障害をお持ちのお子さん、外国籍のお子さんなど、意見表明ができない、あるいはしようと思わない様々な子どもがおり、その意見をどう吸い上げていくかが非常に大切だと感じた。
- 条例の中にはあまり具体的なことは書けないのかもしれないが、意見を吸い上げる環境整備について、アドボカシーにぜひ取り組んでいただきたい。

- 意見を吸い上げる組織や、継続してモニターする仕組みなど、非常に大切だと思う。
- 発言をしない子どもの声をどう聞いていくのか。ICTの活用や既にあるデータなども活用できるかもしれない。また、普段から子どもたちの声を聞いている児童養護施設の職員や学童保育の支援員、教員などへの聞き取りも考えられるのではないかな。

### 【子育て支援】

- 仕事はしたいが子どもをなかなか預けられない方が結構いる。女性活躍と言われるが、働く機会を失っている方もおられるため、条例に向けて幅広い視点で考えていただきたい。
- 学童保育所のニーズが高まってきている。いかに待機児童をなくしていくかということを考えなければならない。一方で、新しく施設を建てるとなると、後の利活用問題を抱えることとなる。
- 子どもたちのために頑張っている方々が評価され、質の向上につながる仕組みがないものかなと思う。

### 【若い保護者への支援・子育て不安】

- 若くして出産し、若いので何とかなると安易に考えておられるようで、フォローが必要と感じる。
- コロナ禍で人との関わりが少なくなり、保護者も若く、年配者と話す機会もあまりなく、子育てについての不安があるようである。保護者同士で会話ができる関係が作れるとよいが、孤立していく。どのように繋いでいくかということに毎日思い巡らせている。
- 近年、子育て環境の変化を感じており、課題も変わってきている。核家族や転入の方が増えており、知らない土地で初めての子育てをする方が増えている。また、35歳以上の初産の方が増えており、体力面でのしんどさがあるように思う。
- お母さんがインターネットで情報を得て、それが正しい情報なのか誤った情報なのか分からないまま、マイナスな情報に引っ張られ、不安になっていると感じている。
- コロナ禍が重なり、人と繋がりを持ちにくかったり、自分の子育てがこれでいいのかと不安を持たれたりする方が増えている。
- 生涯の始まりはお腹の中にいるときから。妊娠から子育ての切れ目ない支援という部分で私達は関わらせていただけるのではないかなと思っている。
- 健やかな乳幼児期を過ごすために、親子関係が安定しているということが大切である。
- コロナ禍で、お昼ご飯代や電気代など、様々な生活をする中でお金がかかるが、多子世帯へのフォローが十分でない。
- 子育てが負担になるとの情報が大きく出すぎている。

### 【父親の育児参加】

- 父親の育児休業について、ただのパパのお休みとならないように。どのように育児に参加していくか、父親も知識を持つことが大切。父親への育児支援を充実させなければ

ならない。

- 父親の育児参加について、中身の質と実行性が伴っていることが大事。

### 【就学前の教育・保育環境】

- 就学前教育の充実について、30年も前から叫ばれているが、何も変わっていない。いまだに臨時の先生が多く、園庭もとても狭い。子どもに関する公民館活動に係る予算がカットされる等の実態がある。
- 保育園は国や県の補助があるが、幼稚園は丸々自治体負担となるため、嫌がられると聞いた。仕組みをもうちょっと工夫してほしい。
- 保育の無償化が始まり、幼稚園に通う子どもの人数が減っている。5歳児と4歳児を同じクラスにする状況が起きている。
- 保育の無償化とともに、幼稚園の入園者が減り運営が大変になっている。文部科学省と厚生労働省という所管の違いは、保護者には関係がない。母親が働きたくても働けない壁があるので、壁は低くしてたくさん子どもを預かってもらいたいと思う。

### 【地域の子育て支援・見守り】

- 外国籍の方や障害を持った子どもの支援者は、仕事を楽しんでいる人もヘトヘトになっている人もいる。親も子どもも支援者も幸せになれるような条例となってほしい。
- 地域の中で、縦ではなく斜めの繋がりが大切。地域のお兄さんやお姉さんと繋がる大事さを感じている。
- イベントをすると子どもが来てくれるが、その繋がりが次になかなか発展できていない。
- イベントが地域に根付いて、自分たちの家族とか友達以外の顔が見える場が増えていくと、子どもたちにとってもこの町に住んでいて楽しいなとか、そういう感覚を持ってもらえるのではないかと思う。
- 地域でいろんな人が連携しての炊き出し活動をしていた。そのような取組がいろんなところでできてくればいいと思う。
- 遠くの身内より近くの他人。子どもが学校から帰ったあと公民館へ走っていけるように、「公民館のおばちゃんと親しくなっておきなさい」と訓練をしている。
- 役員が嫌だとか、責任が伴うからと青少年育成会のなり手も少なく、PTA離れもある。子ども会の脱退や縮小も聞かれる。仕事や家庭にプラスαで学校のことや地域のことをする余裕がない。
- 学童保育で問題が起こるとか、公園で事件に巻き込まれるということがあるので、保護者は、家の前で子どもたちが遊んでいても心配という状況である。今は本当に保護者としてやりづらい現状であり、そのような状況を打破できるよう考えたい。

### 【誰一人取り残さない】

- コロナ禍で親の収入が減り、放課後児童クラブにお金が払えなくなり、子どもが入れ

ないことがある。

- 保育所等、学校等で様々な支援が必要な方がおられる。受け皿をどうするのが大きな課題。
- 現行の子ども条例は、「教育と福祉の連携」という言葉が何度も出てきたが、「ヤングケアラー」という言葉はなかった。
- ヤングケアラーや虐待の話は、毎日現場にいるため、身に詰まる思いもある。
- ヤングケアラーなど、同じ境遇にいる人がインターネット等を通じて、悩みを共有できる場があればいいと思う。
- 学校に行けない、塾にも行けないという子たちについて、試験や入試の前に1か月ほど勉強を見るということをしてきた。このような居場所を広げていけるような条例になってほしい。
- スクールカウンセラーについて、量的な数値目標から始まってそろそろ質の問題へと移らなければならない。
- 問題を抱えている子どもへの支援から始まり、次の段階として、まだ全然問題を感じていないような子どもたちのストレスマネジメントであるとか、レジリエンス(回復力)をつけるであるとか、意見を言える教育とか、そういう段階にくるのだと思う。まずは拾い上げる仕組みをしっかりとつくる。その次に言える仕組みをしっかりとつくる。何段階かで政策的には進んでいくのだろうと思う。
- 支援をする側がどのぐらい支援を求められているかということを見極める目が必要となる。

### 【子ども政策と障害児支援の縦割り】

- 障害のある子どもは、障害福祉の分野になり、若者・社会的養護の話になると、障害児が置いてきぼりになっているように感じることもある。
- 児童養護施設、障害児福祉施設であったり、施設にいる子どもたちはよく似た状況で、障害の特性や家庭の環境など、様々な要因が絡み合った状態でしんどさを抱えていることが多い。
- 子ども・青少年局と障害福祉課の縦割りではなくて、横連携がされて、もっと風通しが良くなってほしいと感じる。

### 【情報共有・連携】

- ひきこもりの若者が増えている。またひとり親家庭などの情報が入りにくいので、支援がしにくいという声を民生委員さんからお聞きする。
- 障害者の団体が、高齢者・身体障害者のことはわかるが、それ以外の障害者の情報が何一つ入らないと言われる。
- 障害福祉の分野では、放課後等デイサービスや障害児の放課後の療育支援などがあるが、学校と支援する福祉とが情報共有ができるといいと思う。

### 【子どもの居場所、体験の機会】

- 学校や放課後児童クラブ以外に子どもの居場所があるのだろうかという疑問。地域の公園、草の根広場で活動しているのは高齢者だけで、子どもが遊ぶ姿が見られない。

### 【若者支援】

- 専門学生・大学生の教育資金の借入が増えている。貸付と同時に就労支援が重要。
- できる・できないで物事を判断する若者が増え、効率的な考えは持っているが、理想や将来展望を明確に持たない傾向がある。また、失敗を怖がる姿も見られる。
- 自信がない若者が多く、人から言われることにいつも怯えているように感じる。
- 若者では、ひきこもりが気になる。不登校から継続し、社会復帰が難しいという課題がある。
- 仕事は頑張るが、結婚を考えない若者が増えている。婚活事業をしても集まらない。



## 子ども政策を進めるために（主な論点）

・大切にしたい考え方

・「子ども目線」を大切にされた政策

・子どもや若者の意見に対する政策への反映

・子ども政策を推進するために必要な視点

・その他

（部会の進め方 など）



# こども基本法説明資料

## 内閣官房こども家庭庁設立準備室

### こども基本法の概要

#### 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③

#### 責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

/ /

#### 附則

施行期日：令和 5 年 4 月 1 日

検討：国は、施行後 5 年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討























































































































































